

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第12号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（独個）答申第6号）

事件名：本人が行ったハラスメント申立てに係る「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年5月14日付け総法文1333号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

開示請求書に添付したものと同一の文書（文書1）が特定され部分開示された。しかも文書1の主要部分は黒く隠蔽されており合意書の具体的内容その他合意経過や合意内容の確認については分かりかねる。黒く隠蔽された部分の理由記載も不自然かつ不整合で正当な理由とは思われない。既に合意が成立し、学内外に公表されるべき内容なので（一部内閣府が公表済み）、この隠蔽は不当である。全て開示することを求める。

また開示文書にメール（文書2）が含まれているが、そのメール内容を当該委員会でいかに扱ったのかが分かる文書が欠落している。特に「安易な合意ではなく慎重かつ徹底した審議」を一貫して求めており多くの文書を関係委員会等に提出しているのでそれら全てを開示することを求める。また初めから最後まで（そして今でも）再発防止と真相解明

を求めていたのも私である。合意書はこれらを踏まえ作成された。文書特定が不十分で文書開示が不適正である。また審査会の答申をみても「審議決着事案」については、記載されているような「不開示の理由」は理由がなく認められていない。あくまで「審議中の議事」について一定の要件下に不開示が認められるに過ぎない。現状口実では権力の恣意と暴走がチェックできず「black大学」体質に陥る危惧がある。よって本学の発展を祈念し、請求通りの文書再度特定と開示を求める。

特記：全学調停委員会と全学防止対策委員会の癒着が指摘されている。前者委員は後者委員の兼任であり、後者委員長の頻繁な審議介入と操作誘導が明らかになっている。文書開示もこれらの影響下にあり諸権利が蹂躪され冤罪が維持されている。ここに適正な開示を求め、異議を申し立てる。東北大学の真の発展にはこれらの不正を排除し是正することが必須と思慮する。特定関係者による“権威や権力の私的悪用（裁量逸脱；不正措置）”が強く危惧される。審議介入のメール（文書2）が1件特定され開示されたが、この背後に多数の介入があったはずで、これらを再捜査して開示すべきである。現に私宛に「調査委員会の限界」を語り“合意・解決”を促すメールを発している。それを特定し開示することを求める。

（2）意見書

理由説明書（下記第3）の「2 諮問理由説明」に「（1）異議申立ての理由」と「（2）諮問の理由」の項目があり、今回は主にこれらの部分について意見を述べる。審査に当たっては、同書の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書および諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

異議申立てに関係する論点に対して「（2）諮問の理由」で諮問庁側の立場から説明があるがそれらの記載は、上記論点に答えるものではなく、根拠もあいまいで事実と異なり、論理性もない。

「調停案」と「メール」の2点の文書が特定されているが、請求趣旨に照らし不十分であり、他に多くの文書が意図的特定されずに無視されている。故意に対象から外し、審査会に対しても提出忌避している。またこの2点の文書についても事態を法令に照らして全て開示すべき内容である。

特に注意すべきは東北大学では、規約によりa「ハラスメント全学調査委員会」や「ハラスメント全学調停委員会」は調査や調停を行い、これらとは独立した組織であるb「ハラスメント全学防止対策委員会」に結果を報告し懲戒手続きや総長への報告等に入る規約になっている。しかるに本開示請求関連事案の場合はaのメンバーは全員がbのメンバーから委任されており、しかも同一事案で既に合意解決がなされているの

にも関わらず、その合意を無視してしかも捏造事案により特定者を懲戒処分している。措置のチェックとバランス機構が担保されておらず、一部の委員の意向で会議が操作される。このような不合理実態のため諮問庁担当者は意図的に文書を隠蔽し、捏造し、関係者を予断と不公平で扱い冤罪を維持しようと執着していると危惧される。

種々の点で諮問庁は大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。総長も特定理事もこれらの点を憂慮されているのは気の毒というほか無い。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになったのである。

「(2) 諮問の理由」では事実と異なる不自然な主張を繰り返すのみである。極めて不自然であり、異議申立てで提起された問題点に全く答えていない。「私が関係委員会に提出した文書」を特定し開示すべきである。「そもそも…合意形成を図るものではない」などの記述は論理としても運用事実としても錯誤が多く含まれている。“合意”にはプロセスが重要であり、合意書にはそれらの要点のみが抽象的文言で記載されるのであるから、プロセスの記録・保存は必須である；諮問庁のような言い訳は冤罪意図や不公正の存在にほかならず、公正・中立な措置とは認められない。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては全て私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年3月24日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、平成27年4月22日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年5月25日に延長した。

本件請求に係る保有個人情報については、探索の結果、本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定をする旨の決定を平成27年5月14日付けで行った。

その後、平成27年6月18日付けの異議申立書が提出され、翌19日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求については、本件異議申立人が提出したハラスメント申立てに係る、従前に部分開示決定をした文書1の被覆部分の全部開示及び本調停にハラスメント全学防止対策委員会委員長が介入・関与したことが分かる一切の文書の保有個人情報を探求しているものである。

この請求の前段に対しては文書1、請求の後段に対しては文書2を特定した。不開示とした部分は、文書1については調停委員会委員の見解記述部分、文書2については調停委員会委員の氏名、メールアドレス及び所属情報部分が、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性を否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することから、当該部分を不開示とした。異議申立人は、調停事案について既に合意が成立し学内外に公表されるべき内容であると述べているが、公表するものとはいえず、公表している事実もないことから、不開示とした本学の判断は妥当なものとする。

なお、異議申立人は、メール内容をどのように扱ったか分かる文書が欠落している旨を申立てているが、本件異議申立てを受け改めて探索したものの、開示したメール以外に特定できる文書は存在しない。当該メール記録は、請求内容に「“報告”や“指示”のメール類を含む」とあったことから特定したものであるが、そもそも調停は、当事者同士の話し合い又は調停案の提示により紛争解決を図る手続であり、調停委員会が行う手続上の記録までも含めて合意形成を図るものではないことから、申立人が主張するような取り扱った記録は存在しない。

また、異議申立人が関係委員会等に提出したと主張している文書は、当事者による主張が記されたものであり、請求内容にある「介入・関与が分かる文書」には合致せず、該当文書には含まれるものではないと判断した。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成27年5月14日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するもので

ある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月13日 審議
- ④ 同月23日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年5月12日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、文書1に記録された保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会の下に設置されるハラスメント全学調停委員会及びハラスメント全学防止対策委員会委員長の、調停事案への対応に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分に当たっては、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、その全てを開示決定等の対象としたものである。

諮問に当たって改めて行った探索においても、本件対象保有個人情報の外に開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。また、本件請求保有個人情報の性格上、他係や他部局に該当の情報が記録された文書が保管されていることは想定し難いことか

ら、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

イ 異議申立人は、全学防止対策委員会委員長の介入・関与が分かる文書として、文書2の取扱いが分かる文書があるはずであると主張するが、理由説明書（上記第3）に記載のとおり、調停は当事者同士の話し合い又は調停案の提示により紛争解決を図る手続であり、調停委員会が行う手続上の記録までも含めて合意形成を図るものではなく、申立人が主張するような記録は存在しない。

また、異議申立人が関係委員会等に提出した文書を特定すべきとの主張もなされているが、当事者による主張が記されているにすぎない当該文書自体が開示請求の趣旨に合致するとは認め難く、また、当該文書について全学防止対策委員会委員長に報告、相談等が行われた際に作成された文書（転送時のメール等も含む。）といったものの存在も確認されなかったものである。

ウ なお、全学調停委員会は全学防止対策委員会の下に設置した委員会であるため、全学防止対策委員会委員長は調停委員会から調停の手続全般について適宜報告・相談を受ける場合もあるが、内容自体に直接関与することは基本的に想定されておらず、その手続に係る規定等といったものも存在しない。

(2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当該部分について諮問庁は、調停委員会の見解記述部分であって、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のための制度そのものの形骸化を招くおそれがあり、同委員会の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書きに該当する旨説明する。
- (2) 本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分には、調停合意文書案の検討における調停委員会の見解等が具体的に記載されていることが認められ、その内容を公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は東北大学教員である。東北大学の或る事案に関わり処分を受けた。その手続きや処分に重大な疑念が生じている。本件開示請求ではその事案に関わり、東北大学情報公開室を介して開示された「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」（添付資料1）につき保有個人情報の開示を求める。

「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」を全て開示せよ。

また本件調停案について全学防止対策委員会委員長がさまざまな形で介入したと思慮される（添付資料2）ので、その介入・関与が分かる文書（“報告”や“指示”のメール類を含む）の一切を開示することを求める。

「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」はかつて保有個人情報として特定されたものである。不開示部分があるが当時その理由として、“委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり”旨の記述があるが、この理由欄記載は現在消滅ないし無効であり、根拠が成立しない。また関係“委員”の氏名や所属は一切知らされておらずその立場は保護されているので「おそれ」も当然ない。よって法令に従い全て開示されたし。

以下資料を添えて開示請求趣旨を補足説明する。

- ◎ 「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」の調停案作成過程で重大な不公正操作が行われたないし行われる可能性があり、それを隠蔽するために不開示にしたと思慮される。調停委員会は全学防止対策委員会委員長の強い介入を受けており、逐一議事内容を報告し“流れ”の指示を受けていたことが文書開示請求で判明している（添付資料2 a, b, a'）。各調停は1回30分ないし60分程度に制約され回数も実質3回で、議事打ち切りとされ不自然を感じた。
- ◎ また「調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日」末尾に「6. なお、調停委員会の示す調停合意案で合意できない場合は、調停は成立しない。」と極めて一方的な不自然な方針が明記されている（添付資料1 b）。これは運用経緯に矛盾し（添付資料3 a）内規違反である。よって理由欄記載は無効であり、法令の趣旨から全てを開示すべきである。この様な短期間での方針変更は不自然で本件開示請求の趣旨を構成する。
- ◎ また、調停案が作成された特定日は、極めて特筆すべき時期である。すなわち、特定部局側職員が調停事案につきハラスメント申立書を追加提出しあるいは別途提出し、不自然な形で受理された時期に相当する（添付資料4 a, b）。なお、この申立書には多数の不備があることが判明しており、別途手続きで不正内容を明確にしている。よって理由欄記載は無効で

あり，法令の趣旨を尊重し全てを開示すべきである。

これらは本来全学防止対策委員会の所管事項であるが，奇妙なことに全学調停委員および全学調査委員は全て全学防止対策委員会委員長の指名により決定されていることを申し添える（開示済法人文書による）。このような運用実態は不自然であり，本件開示請求の趣旨を構成する。

（本答申では添付資料は省略）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 調停案 調停委員会（特定事案記号）特定日

文書2 「調停の合意の件」特定日時メール